

平泉遺産復元イメージパネル制作業務

業務仕様書

令和 8 年 6 月

岩 手 県

この「業務仕様書」（以下「仕様書」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「平泉遺産復元イメージパネル制作業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定に関し、県が契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様等を明らかにし、企画提案に参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

1 業務名称

平泉遺産復元イメージパネル制作業務

2 本業務の目的

柳之御所遺跡について、現在の景色に重ね合わせて見ることで、来訪者が当時の景観を思い描きながら、価値・魅力を体感的に理解できるよう、滅失建造物等が描かれた透明パネルを制作することを目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月15日(月)まで

4 予算額

1,760千円以内（税込）

5 本業務の内容

本業務の内容は、次のとおり。

(1) 実施内容

- ア パネル印刷用復元イメージ図制作
- イ 手持ち型透明パネル制作

(2) 仕様

- ア パネル印刷用復元イメージ図制作

- ・ 平泉世界遺産ガイダンスセンター屋外広場及び柳之御所史跡公園内の定点から見える滅失建造物（平泉館）及びその周辺の景観を対象とするもの。なお、定点については、契約後に県と受託者で調整のうえ決定するものとする。
- ・ 復元イメージ図は奥州藤原氏の時代の平泉館や周辺景観を表現したものとする。なお、復元イメージ図の例は以下のとおり。
 - 例) 平泉館の中心建造物、平泉館の全体の景色
金鶏山方向の景色（夕日の景色） など
- ・ 制作点数は3件以上とし、県と受託候補者との協議により契約締結段階において決定するものとする。
- ・ 下記イの手持ち型透明パネルへ印刷することを前提とし、現在の景色に重ね合わせて見ることのできる景色等を想像でき、遺産の歴史や価値等の体感的な理解につながる内容とすること。
- ・ 復元イメージ図の制作にあたっては、平泉世界遺産ガイダンスセンター内の模型等を参考にすること等により、当時の滅失建造物や周辺景観の再現に努めること。
- ・ 復元イメージ図の内容確認（ファクトチェック）は、岩手県において行う。

- イ 手持ち型透明パネル制作

- ・ アで制作した復元イメージ図を手持ち型透明パネルに印刷し、現在の景色に重ね合わせて見られるものとする。
- ・ 素材及び印刷技法等については、アクリルパネルへのインクジェット印刷を想定するが、使用・維持管理のしやすさ・耐久性を考慮し、適切なものを選択すること。

- ・ 大きさはA4～A3程度とし、県と委託候補者との協議により、契約締結段階において協議の上決定する。なお、形状については四角形に限定しない。
また、子ども（小中学生）や高齢者等を含む利用者が活用しやすい大きさに配慮すること。
- ・ 手持ち型透明パネルには復元イメージ図のほか必要に応じて適宜キャプションを付すこととし、キャプションの内容は契約後に県と受託者で調整のうえ決定する。
- ・ 制作点数は復元イメージ図1件につき手持ち型透明パネル各4点以上とする。

ウ その他（自由提案）

- ・ 企画提案参加者は、上記ア・イによらず、本業務の目的の達成に資する取組の企画・運営・管理について、予算の範囲内で提案することを妨げない。

自由提案の例としては、本業務は平泉世界遺産ガイダンスセンターでの貸出を想定していることから、センター内で本パネルの貸出や使用方法を来館者に知ってもらうためのPOPや使用方法の解説等を作成し、県が有効活用できるようデータで納品することや、手持ち型透明パネルの使用場所を表示するシール等の制作などが想定されるもの。

(3) 業務実施に係る留意事項

平泉世界遺産ガイダンスセンターの展示解説や、柳之御所遺跡の現地解説板の内容と整合を図ること。

なお、柳之御所遺跡の現地解説板については、ウェブ上で多言語解説を閲覧できる体制としていることから、制作するパネルに二次元コードを付す等の対応について、契約後に県と受託者で調整する可能性があること。

6 留意事項

- (1) 事業が完了した時は、速やかに事業完了報告書（別途様式を指定）を作成し、関係書類（別途指示する。）を添えて県へ提出すること。
- (2) 受託者は、委託業務を誠実に遂行するものとし、本業務の準備あるいは実施に際して、随時、県と協議すること。
- (3) 契約に際しては、企画提案の内容及びその後の協議に応じて、仕様を変更することがあること。

7 契約に関する条件等

- (1) 再委託等の制限
 - ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは運営等を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
 - イ 受託者は、上記アに該当しない限りにおいて本業務の一部を第三者に委託することができる。この場合、事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して文書で報告しなければならない。
- (2) 再委託の相手方

受託者は、上記(1)イにより本業務の一部を第三者に委託する場合は、その相手方を、岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するよう努めなければならない。
- (3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求
 - ア 県は、本業務の履行につき、著しく不相当と認められるときは、受託者に対し、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
 - イ 県は、上記(1)イにより、受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して必要な措置をとるべきことを請求することができる。
 - ウ 受託者は、上記の請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果の請求を受けた日から10日以内に、県に対して通知しなければならない。
- (4) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等は、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転することとするが、その詳細については、県及び受託者間で協議の上、別途契約書により定める。

(5) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

(6) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）及び個人情報の保護等に関する条例（令和4年12月22日岩手県条例第49号）を遵守しなければならない。